

久留米市居宅届に関する QA

令和 6 年度版

久留米市健康福祉部介護保険課

令和 6 年 5 月 30 日更新

目次

(1) 暫定サービス利用時の給付管理の開始日について	2
(2) 介護予防ケアマネジメントの流れ.....	2
(3) 市外の事業所のサービスを利用したいとき	2
(4) 全額自己負担となる場合	3
(5) ケアプラン料の請求について	3
(6) 包括との連携について.....	4
(7) 届出の提出期限について	4
(8) 暫定プラン及びWプランの考え方.....	4
(9) 認定結果が出る前に居宅届を提出したい.....	4
(10) 区分変更再提出.....	5
(11) 要支援者からの相談.....	5
(12) チェック欄	5
(13) 請求の返戻について.....	5
(14) 事業対象者と認定申請.....	6
(15) 届出等の提出するタイミング.....	6
(16) 区分変更をした場合の届出の提出	6
(17) サービス利用開始日の変更.....	7
(18) 包括から委託を受けた場合の届出	7

(1) 暫定サービス利用時の給付管理の開始日について

Q 暫定サービスを利用していたが、ケアプランを作成していなかった。居宅届の新規・変更年月日はどのように記入したらよいか。

→ 暫定プランを作成していなかった場合、暫定サービス利用時まで遡ることができないため、ケアプランを作成した日以降の日付で提出して下さい。ケアプランを作成していなかったことにつきやむを得ないと認められる場合に限り、償還払いにより給付することも可能です。個別に判断しますので、詳しくは介護保険課にご相談ください。

(2) 介護予防ケアマネジメントの流れ

Q 住所地特例施設に入所中の被保険者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、どのような流れですすめたら良いか。

→ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについては、施設所在市町村の指定した事業所等が行います。よって、久留米市の施設に入所中の要支援者(保険者はA市)の介護予防支援は、久留米市の担当包括又は介護予防支援事業所、介護予防ケアマネジメントについては、久留米市の担当包括が行いますので、久留米市に居宅届を提出してください。(久留米市からA市へ届出を送付します。)また、A市の施設に入所中の要支援者(保険者は久留米市)の介護予防支援は、A市の担当包括又は介護予防支援事業所、介護予防ケアマネジメントについては、A市の担当包括が行いますので、A市に居宅届を提出してください。なお、事業対象者についても同様の取り扱いとなります。

(3) 市外の事業所のサービスを利用したいとき

Q A市から久留米市の住所地特例施設に入所した場合、事業所を変えずに、引き続き総合事業を利用することは可能か。

→ サービス提供事業所については、久留米市がその事業所を圏域外指定(※)していれば引き続きその事業所のサービスを利用することが可能です。圏域外指定を受けていない場合については、担当包括からその事業所が委託を受けて、引き続き利用することも可能です。ただし、利用するサービスについては、A市のサービスから久留米市のサービスへ変更となります。

(※)要件を満たしている市外の事業所の指定を行うこと。

(4) 全額自己負担となる場合

Q 認定結果に応じた暫定ケアプランを作成していなかった場合、利用者の全額自己負担となってしまうケースとはどういう場合か。

→ 区分支給限度額を超えてサービスを暫定利用した場合や、認定結果の介護度に置き換えることができないサービスを暫定利用した場合については、全額自己負担となります。(総合事業は自己作成ができません)

(例)

元々、事業対象者として総合事業の訪問型サービスを利用していた者が認定申請を行い、支援見込みの暫定プランに基づき、訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、認定結果が要介護1だった場合

要介護者はサービス事業を利用することが出来ないため、サービス事業を利用した事業対象者が要介護1以上の認定となったことにより全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用まではサービス事業を継続することを可能としています。

今回のケースについては、認定申請と同時に給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日に遡って要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うかによって、給付対象が変わってきます。

①要介護者として取り扱う場合

サービス事業の利用はできないため、訪問型サービスの利用分が全額自己負担になり、福祉用具貸与のみが給付対象となります。

②事業対象者として取り扱う場合

訪問型サービスの利用分を総合事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となります。

(5) ケアプラン料の請求について

Q サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合、居宅届はどうしたらよいか。

→ 居宅届を提出する際の「新規・変更年月日」は、サービス利用開始日ではなく、契約日を記入してください。

通常、サービスの利用がない月については給付管理票を作成できないため、ケアプラン料は請求できません。しかし、病院(施設)を退院(退所)するターミナル等の方に対して、必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など請求にあたって必要な書類がある場合については、ケアプラン料を請求することが可能です。

(6) 包括との連携について

Q 要支援者について、介護予防支援事業所が給付管理する場合の包括との関わり方について、市の考え方を教えてほしい。

→ 介護予防支援事業所が行える要支援者に対するケアマネジメントは、「介護予防支援」のみであり、「介護予防ケアマネジメント」は行うことができません(包括からの委託を受けている場合を除く)。要支援者については、サービス利用状況によっては介護予防ケアマネジメントに切り替わる可能性がありますので、事前に担当包括と連携をとっておく必要があります((4)のようなケースについても同様です)。

(7) 届出の提出期限について

Q 届出の提出期限をサービス利用月の月末としているのはなぜか。

→ 給付費を現物給付とするためには、法令上は、サービス利用開始前にあらかじめ居宅届を市町村に提出することとなっていますが、実務上は給付管理のとりまとめを月単位でおこなっていることから、本市では月末までの提出を認めています。

(8) 暫定プラン及びWプランの考え方

Q 暫定サービスを利用する場合の居宅届とケアプランの作成についての市の考え方を教えてください。

→ 本来サービス利用開始前にあらかじめ届出の提出が必要ですが、認定申請期間中においては、その間被保険者証の発行が出来ず、介護報酬の請求も出来ないため、手続きの簡素化のために、認定結果が出てからの提出でよい運用とします。

また、国の通知によると、被保険者が明らかに要支援者(要介護者)であると思われたときには、介護予防支援事業者(居宅介護支援事業者)にプランの作成を依頼することとされているところです。この通知を踏まえると、要介護・要支援のどちらも見込める場合については、両方のプランを作成しておくスムーズです。

なお、認定結果後に居宅届を提出する際は、プランが作成されているかを居宅届のチェック欄にて確認を行います。

(9) 認定結果が出る前に居宅届を提出したい

Q 暫定サービス利用の場合、居宅届は認定結果が出てから提出とありますが、認定結果が出る前に居宅届を提出してもよいですか。

→ 暫定サービス利用時など、認定結果が確定する前に居宅届は提出できません。提出されても受理できませんのでご了承ください。

(10) 区分変更再提出

Q 予防支援の指定を受けたケアマネ事業者において、担当する利用者が、認定更新で要介護から要支援になりました。居宅届の提出は必要ですか。

→ 予防指定事業者として担当する場合も、包括との委託契約により担当する場合も、いずれの場合も提出が必要です。

(11) 要支援者からの相談

Q 予防支援の指定を受けたケアマネ事業者において、要支援の認定を持つ高齢者からサービス利用の相談を受けました。包括に連絡が必要ですか。

→ 必要です。予防支援の指定を受けた事業者であったとしても、要支援者のサービス調整は、包括の一定の関与のうえで対応してください。

(12) チェック欄

Q サービス利用開始日と同月内に居宅届を提出する場合、様式の「サービス利用開始日以前に、上記事業者により居宅介護支援・介護予防支援(ケアプランの作成)を受けました。」にチェックが必要ですか。

→ 必要ありません。サービス利用開始月を超えて提出する場合は、基本的にチェックが入るものと考えます。

(13) 請求の返戻について

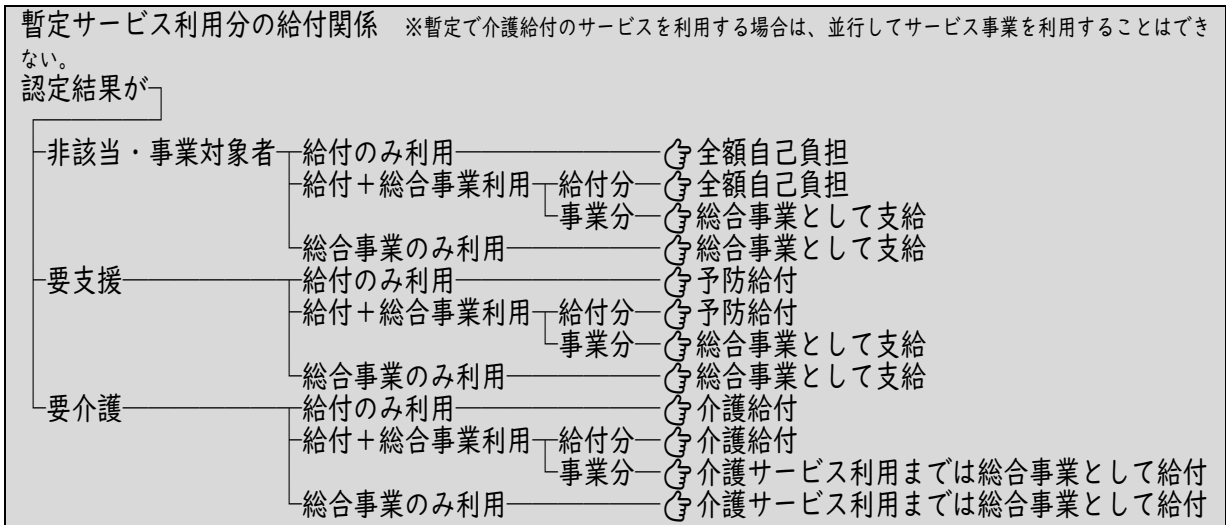
Q 請求したら国保連から返戻がありました。居宅届の提出関係で返戻となるのは、どういう理由が多いでしょうか。

→ 12P5:請求された給付管理票の情報と、国保連が登録している情報(居宅サービス計画作成区分)が一致しない場合のエラーです。居宅届の提出漏れのほか、市の登録誤りなどが考えられます。

(14) 事業対象者と認定申請

Q 事業対象者で総合事業を利用している方が、新規認定申請をします。認定結果によって、暫定で利用したサービスの給付はどうなりますか。また、注意点はありますか。

→ 認定を申請し暫定サービスを利用するということは、要支援又は要介護の認定を受けなければ利用できないサービスを、急ぎ利用する見込みがあるという前提です。認定結果に応じて、以下のとおりとなります。なお、認定後もサービス内容が変わらない場合(福祉用具購入や住宅改修を利用するなどの目的に伴う認定申請などの場合)において、認定の結果が要支援2になった場合は、暫定利用の期間も要支援者として総合事業を利用することになるため、事業対象者のときよりもサービス単価が上昇する点に注意が必要です。



(15) 届出等の提出するタイミング

Q サービス利用開始日が未来日でも、届出を提出してもよい。

→ 認定申請期間中(暫定サービス利用中)でなく、介護度が確定している状態であれば、未来日での提出は可能です。ただし、通常の提出の場合と同様、あらかじめ利用者との契約がとれている必要があります。

(16) 区分変更をした場合の届出の提出

Q サービス利用開始日と同時に区分変更申請をした場合は、その時点で届出を提出してもよい。

→ 区分変更申請の場合は、認定結果が申請日に遡るため、サービス利用開始日時点では、暫定サービスの利用になります。暫定期間中は届出の提出が出来ないため、届出は、認定結果後に速やかに提出していただくことになります。

(17) サービス利用開始日の変更

Q サービス利用開始日を翌月(未来日)で届出を提出していたが、実際の開始日が早まってしまった場合は、どうしたら良いか。

→ 未来日で提出していた日付から変更になった場合は、サービス利用開始日を修正した届出を、実際にサービス利用を開始した日の月末までに出し直してもらう必要があります。ただし、この場合は、窓口で提出する際に経緯の説明をお願いします。

(18) 包括から委託を受けた場合の届出

Q 包括から委託を受けた場合で、プランが介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更になった際に、その都度届出が必要か。

→ 包括から委託を受けた場合は、プランが変更になった際も、引き続き給付管理を包括が行うため、あらかじめ包括からの届出が提出されていれば、その都度の提出は必要ありません。